

老人福祉専門分科会	
R2.6.2	資料 6

若槻老人憩の家について



保健福祉部高齢者活躍支援課

施設の概要

名 称	若槻老人憩の家
目 的	高齢者の相互交流、教養の向上、レクリエーション、入浴等の場を提供し、心身の健康の保持増進を図る
所 在 地	長野市田中1457番地2
開 設 日	昭和52年9月
構造・面積	建物(主棟) 鉄骨造平屋建 延床面積 400.42㎡ ほかに機械室20.53㎡、物置16.56㎡ 土地(4筆) 敷地面積 2,184.44㎡
利用料金	1回200円(利用券必要)
事業内容等	施設:浴室、静養室、大広間ほか 対象者:市内在住の60歳以上の者
指定管理者 (H18年度～)	長野県高齢者生活協同組合 (指定管理期間 H29年度～R3年度)

若槻老人憩の家 今後の方針決定への経緯

3

- 公共施設再配置計画（H29年3月策定）に基づき、統廃合を検討

- 民間NPO法人から事業計画書提出（H29年3月）
（事業内容：通所介護事業、入浴事業、コミュニティ事業、健康増進活動など）
- 若槻、浅川、吉田地区住民自治協議会連名の「若槻老人憩の家存続の願い」提出（H30年3月）
- 若槻、浅川地区住民自治協議会から民間NPOの事業計画への賛同書提出（平成31年2月）

- 今後十数年は、高齢者人口の増加が予測されており、高齢者の交流や生きがい・健康づくりの場の必要性は高い。
- 地元要望もあり、当面は多くの高齢者の利用が見込まれる。
- 従来より草刈り、樹木剪定、軽微な故障箇所の補修など必要な維持管理の多くの部分を地域住民ボランティアの協力で支えられてきており、今後もその支援を受けながら、地域に根差した施設として運営されることが期待できる。

【方針】 市の施設としては廃止し、貸付による民間運営を目指す。

民間運営によるサービス向上、及び施設の有効活用と市の財政負担の軽減が図られる。

今後のスケジュール(案)

令和2年4月 ～5月	議会説明
	地元説明
令和2年6月	老人憩の家条例改正
7月	提案募集
9月	貸付先決定
10月 ～令和3年2月	市民周知
3月	老人憩の家営業終了(指定管理 終了)
4月	契約・貸付開始(民間事業者による運営)